

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会（第2回）

議事要旨

日時：令和5年9月4日（月） 13：00～14：59

場所：オンライン開催

出席者：

【出入国在留管理庁】

在留管理支援部長

在留管理支援部在留支援課長

政策課外国人施策推進室長

【有識者】

青 山 亨 東京外国語大学理事

アンジェロ イシ 武蔵大学社会学部教授

石 河 久美子 日本福祉大学名誉教授

窪 田 浩 治 北九州市企画調整局国際部長

小 山 健 太 東京経済大学コミュニケーション学部准教授

東京経済大学グローバルDEI研究所所長

田 村 太 郎 一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事

結 城 恵 群馬大学大学教育・学生支援機構教授

（兼担）情報学部・社会情報学研究科教授

群馬大学キャリアサポート室長

【オブザーバー】

総務省自治行政局国際室長

文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室外国人教育政策企画係長（代理出席）

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室長

厚生労働省人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付キャリア形成支援室長

（敬称略）

(1) 外国人支援コーディネーター養成研修の受講生の実務経験について

- 候補者をより広く集めるために、過去の在職要件については、国、地方公共団体、またはそのいずれかの委託等を受けた機関での勤務経験を原則としつつ、それらの機関以外での実務経験についても、一元的相談窓口側で同等の実務経験があると判断できる余地があってもいいのではないか。
- 民間窓口、民間の団体を排除するというか、今のところ候補に入れないということだとすると、その理由を明確にする必要がある。また、直近3年間を超えるというこの軸もその妥当性、理由というものを示しておく必要がある。
- 法務省のホームページでは、一元的相談窓口の委託等について、地域の国際交流協会や外国人支援を行っているNPO法人、民間企業などに委託等（間接補助金による指定管理を含む）する方法がある、という風に書いてあるので、想定されている委託というのには、対象としては国際交流協会よりもう少し広いNPO法人などについても、この考え方を適用すればもう少し枠は広げることが可能性としてあるのではないか。
- まずはとにかく応募させて後から選抜する考え方ではどうか。つまり、応募の段階では民間やNPOでの実務経験を入れて、後から国や地方自治体などでの勤務経験がある方を優先すればよい。実務経験がない方の中にはずば抜けた能力を持っている人がいる可能性もあり、その方達にチャンスを与えることはできないものか。
- どのような組織の下で実務経験を積んだかという点はある程度柔軟に考えてよいだろう。また、実際問題として、実務経験は民間での経験も含めないと候補者を一定数確保することが難しいのではないか。
- 昨年度の検討結果報告書では、今現在どの組織で相談窓口業務に従事しているかについては明確に言及されていないので、今年度の報告書では明記しておいた方がよい。
- 実務経験を直近3年以内ではなく5年以内とすれば一元的相談窓口が始まった時点からをカバーできるのではないか。ある程度数が揃ってきたら3年にすることも考えつつ、まずは直近5年以内としてはどうか。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を考えると、現時点では直近5年以内の実務経験を要求することが妥当だと考える。

(2) 実務経験を不要とする国家資格について

- 精神保健福祉士も社会福祉士と同様の、臨床の相談業務を行う国家資格であるため、社会福祉士と同様に、実務経験を不要とする国家資格に追加してもよいのではないか。

- 海外の資格を持っている相談員もいるだろう。海外の一定の資格を持っている方についても実務要件を不要としてよいのではないか。
- 海外の資格について、今挙げられている日本の国家資格に直接相当する海外の資格に限ってしまうのは厳しいのではないか。例えば海外の弁護士資格を持っていればその人の能力は一定程度分かるので、そういった方についても対象にして応募者を増やしてもよいのではないか。
- 福祉分野や産業労働分野の人材だけでなく、保健医療分野、教育分野、司法・犯罪分野でトレーニングを受けた人材も外国人の相談支援業務に参加できるようにするため、公認心理師についても関係省庁と調整して実務要件を免除する国家資格にしてもらいたい。
- 今年度の取りまとめでは、実務要件を免除する国家資格の範囲について、今後広げる可能性があることを記載しておくべき。

(3) 受講生の決定方法等について

- 地方公共団体からの応募の場合、在留外国人数や相談件数を考慮すると書いてあるが、在留外国人が多い地域は、相談体制も整っている印象があるので、在留外国人が少なくても相談体制が整っていないようなところが逆に研修を受けて力をつけることも必要なのではないかと思う。そのような配慮も選定する時にしていただければ良い。

(4) 受講生の研修受講に要する費用の補助について

- 集合研修は研修の中でも非常に重要。その意味でも、集合研修に行く交通費等が高くて受講を控える方がいないように、しっかりと予算確保を行っていただきたい。

(5) 養成研修の講師の数について

- 講師数が最低25名という説明だったが、各科目を細かくみると同一の講師で担当することが難しい部分も多い。カリキュラム策定会議の方で検討される事項かもしれないが、必要な講師の最低数についてはもっと多いはずなので、しっかりとご検討いただきたい。

(6) 養成研修の言語について

- 一元的相談窓口で勤務される外国籍の方が養成研修を受講することを想定すると、要件にする必要は無いが、あらかじめ日本語能力としてN2やN1のレベル等の指標があれば、受講するかどうかの判断に役に立つのではないか。また、研修内容やテキストの日本語について外国籍の方に配慮

したものにする必要があるのではないか。

- テキストにルビをふることは非常に重要なのでぜひお願いしたい。さらに試験問題にも全てルビがふってあることが望ましい。
- 来年度は初回なので難しいと思うが、中長期的には外国語での研修を行えると、日本語以外を母語とする人が養成研修を受講しやすくなり、多様な言語による相談対応の質を向上させることにつながるだろう。